

# 尼崎市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託

## 公募型プロポーザル方式 募集要領

令和5年5月

尼崎市立歴史博物館

## 1 趣 旨

本要領は、尼崎市内のさまざまな文化財を指定の有無や種類の違いにかかわらず周辺環境を含め適切に把握し、長期的な視野で計画的に保存・活用していくための「尼崎市文化財保存活用地域計画」の作成を支援する業務を委託するにあたり、受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

尼崎市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託

### (2) 業務期間

契約締結日～令和6年3月31日(日)

### (3) 業務内容

別添の「尼崎市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおりとします。ただし、実際の契約時には仕様書の一部を変更する場合があります。

### (4) 提案上限額

2,717,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とし、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は一切受け付けません。

### (5) 令和6年度・令和7年度の予定額(※予定であり決定ではありません)

7,108,200円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5,369,100円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 3 応募者資格

法人格を有している者で、次に掲げる全ての条件を満たしている者とし、ただし、複数法人の連合体による応募は不可とします。

(1) 過去に、文化庁が規定する「文化財保存活用地域計画」及び「歴史文化基本構想」の作成に係る業務等の実績を有し、良好な成果を上げていること。

(2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び委託者の諸条件等の変更について柔軟に対応できる者

(3) 国税、地方税を完納している者

(4) 次の事項の全てに該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 尼崎市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(ア) 宗教の教養を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団

体

- (イ) 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)
- (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- (カ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

#### 4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると尼崎市が判断した場合は失格とします。ただし、尼崎市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、尼崎市が判断した場合

#### 5 プロポーザルの全体日程(予定)

項目	日程(予定)
募集要領の公表・配布	令和5年5月16日(火)から
質問受付期限	令和5年5月26日(金)午後5時まで
質問回答	令和5年5月31日(水)午後5時までに回答します
参加申請書提出期限	令和5年6月6日(火)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和5年6月13日(火)午後5時まで
書類審査(1次審査)	参加資格等について書類審査を行い、令和5年6月19日(月)までに1次審査参加者全員に通知します
プレゼンテーション(2次審査)	令和5年6月27日(火)に開催予定です。時間・場所は1次審査結果通知に合わせて通知します。
選定結果通知	令和5年6月30日(金)までに2次審査参加者全員に通知します

## 6 質問の受付と回答

### (1) 質問の受付期限

令和5年5月26日(金)午後5時まで

### (2) 質問方法

本要領の「14 連絡先及び提出先」に記載している両方の電子メールアドレス宛に、件名は「プロポーザル質問 会社名」と入力し、質問票(様式第1号)を添付の上、電子メールを送信してください。来館、電話等による受付は行いません。

### (3) 回答

質問者を匿名扱いとして、(2)の要領で送信された全ての質問について質疑応答書を作成し、全質問者に対して一斉に令和5年5月31日(水)午後5時までに電子メールで回答します。なお、回答内容に対する再質問は受け付けません。

## 7 参加申請

### (1) 参加申請書

本プロポーザルに参加する者は、参加申請書(様式第2号)1部を提出してください。

### (2) 提出期限

令和5年6月6日(火) 午後5時まで

### (3) 提出先

尼崎市立歴史博物館 文化財担当

### (4) 提出方法

本要領の「14 連絡先及び提出先」に記載している両方の電子メールアドレス宛に、件名は「プロポーザル参加 会社名」とし、参加申込書を添付の上、電子メールを送信してください。

## 8 参加辞退

### (1) 参加辞退届

参加申請書を提出した者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第3号)1部を提出してください。

### (2) 提出期限

令和5年6月13日(火) 午後5時まで

### (3) 提出先

尼崎市立歴史博物館 文化財担当

### (4) 提出方法

本要領の「14 連絡先及び提出先」に記載している両方の電子メールアドレス宛に、件名は「プロポーザル辞退 会社名」とし、参加申込書を添付の上、電子メールを送信してください。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 企画提案書等の様式

参加申請書を提出した者は、企画提案書等以下の資料を提出してください。

#### ア 企画提案書(任意様式、A4版)

尼崎市域を対象とした御社で考える尼崎らしい「関連文化財群」を1つ設定し、提出してください。特に設定された「関連文化財群」にまつわるコンテキスト(取り囲む環境や背景)に沿って、如何に文化財をわかりやすく総合的・一体的に保存・活用していくことができるのか、手法・方法等について言及してください。

#### イ 会社概要(様式第4号)

#### ウ 文化財保存活用地域計画及び、歴史文化基本構想の作成に係る業務等の実績(様式第5号)

※見本として、業務等の実績(様式第5号)にある「文化財保存活用地域計画」及び「歴史文化基本構想」の1カ所1部を添付してください。カラーコピー可。

#### エ 推進体制(様式第6号)

業務を受託した場合の推進体制、担当予定者の氏名、業務の分担内容について記載してください。

#### オ 推進工程(様式第7号)

業務を受託した場合の推進スケジュール等について記載してください。

#### カ 見積書(任意様式、A4版)

見積書の様式は任意としますが、内訳書を必ず作成してください。

### (2) 提出期限

令和5年6月13日(火) 午後5時まで

### (3) 提出先

尼崎市立歴史博物館 文化財担当

### (4) 提出部数

#### ア 紙ベースでの提出

(1)に記載の企画提案書及び様式第5号から第7号、見積書をA4縦の左辺で綴じ、表紙には「尼崎市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託 企画提案書」のタイトルと会社名、提出日を明記してください。提出部数は正本1部・副本5部とし、カラー印刷の資料については副本もカラー印刷としてください。

#### イ 電子データでの提出

(1)に記載の企画提案書及び様式第5号から第7号、見積書をPDFデータ化し、CD-R又はDVD-Rに入力して1部提出してください。

## 10 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は配達を確認できる方法(書留、レターパック等)によるものとし、上記期限必着としてください。

## 11 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、見本以外は一切返却しません。
- (2) 企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とします。
- (3) 本プロポーザル参加者が本プロポーザルのために要した費用について、尼崎市は一切負担も補償も致しません。

## 12 選定方法及び審査基準

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

### (2) 1次審査

提出書類の不備等について審査します。審査結果、応募者資格を満たさないと判断した場合には失格となります。

#### ア 実施日時

令和5年6月16日(金)までに実施します。

#### イ 結果通知

応募者全員に令和5年6月19日(月)午後5時までに電子メールで通知します。

### (3) プレゼンテーション及び質疑応答(2次審査)

#### ア 実施日時及び場所

令和5年6月27日(火)に実施予定ですが、時間・開催場所等の詳細は、上記の1次審査結果に合わせて、令和5年6月19日(月)までに1次審査合格者全員に電子メールで通知します。

#### イ 実施時間

1社につき30分程度を予定しており、応募者から企画提案書等の提出書類について15分程度の説明を行っていただいたのち、15分程度の質疑応答を行います。

#### ウ プレゼンテーションの方法

提出いただいた企画提案書等に基づき説明をしてください。パワーポイントで投影して説明することは可能ですが、その場合、投影に使用するパソコンは応募者が持参してください。

#### エ 説明者

原則として、本業務担当予定者が行ってください。会場への入室は3人以内とします。

#### オ 審査基準

尼崎市の職員等で組織する選定会議において、下記の審査基準により採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定します。なお、基準点(総得点の60%以上)を満たす提案者が無かった場合は契約候補者該当無しになることがあります。また、提案者が1名の場合でも、基準点を満たしていれば契約候補者とします。なお、本市経済への貢献度に応じた加点があります。

- ・ 企画提案書等及びプレゼンテーションの独自性・独創性・実現性・妥当性
- ・ 事業者の専門性(様式第4号)
- ・ 事業者の信頼性・履行の確実性(様式第5号・様式第6号)

- ・業務推進体制の安定性・円滑性、予定担当者の実務経験(様式第6号)
- ・推進スケジュールの妥当性(様式第7号)
- ・コストの妥当性(任意様式)
- ・本市経済への貢献度

#### カ 審査結果

電子メールで通知します。審査内容・経過については一切公表しません。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けません。なお、選定結果については尼崎市公式ホームページで公表し、契約候補者名は公開します。

#### キ その他

- (ア) プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。
- (イ) プレゼンテーションの実施後、尼崎市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合があります。

### 13 契約の締結等

- (1) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結します。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、業務成果の品質確保のため、基準点を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。
  - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
  - イ 契約締結時まで、本要領3の応募資格を欠いていることが判明したとき
  - ウ 契約締結時まで、本要領4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき
  - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
  - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。
- (4) 契約にあたっては、契約用の仕様書に基づいて改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に再度、見積書を提出してください。
- (5) 委託料の支払いは業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に指定口座に振り込む予定です。

### 14 連絡先及び提出先

〒660-0825 尼崎市南城内10番地の2 尼崎市立歴史博物館 文化財担当 担当者：高梨

電 話 06-6489-9801

ファクス 06-6489-9800

電子メール ama-rekihakubunka@city.amagasaki.hyogo.jp

takanashi-masahiro@city.amagasaki.hyogo.jp